

（表）

<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第153条第5項の規定による</p> <p>立 入 調 査 証</p> <p>職 名 氏 名 生年月日</p> <p>発行年月日 東京都知事</p>	5.4センチメートル
8.6センチメートル	

（裏）

<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜粋)</p> <p>第153条 知事は、第5条の6第1項、第8条の2第1項、第8条の3、第8条の4第1項、第8条の25、第9条第1項及び第2項並びに第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。</p> <p>2 知事は、第17条の22、第17条の23第1項及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。</p> <p>3 知事は、第24条、第25条及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。</p> <p>4 知事は、第25条の7、第25条の8及び第156条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。</p> <p>5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。</p>
--